

山形市立西小学校 学年PTA規約

第一条

本会は山形市立西小学校学年PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第二条

本会は学校と家庭の連絡提携を緊密にし、会員相互の親睦を図り、児童教育の振興に期することを目的とする。

第三条

本会は、学年児童保護者と担任教師をもつて組織する。

第四条

本会は、次の事業を行う。

1. 児童の学習向上に関すること。
2. 児童の体位向上に関すること。
3. 会員の研修に関すること。
4. 会員相互の親睦に関すること。
5. その他必要なこと。

第五条

本会には次の役員をおき、選出は次の方法で行う。

1. 委員長 一名 副委員長 二名 幹事 一名

※ 但し、副委員長の一名は学年主任、幹事は学年選出幹事とする。
前年度役員で候補者を選出し、総会の承認を得る。

(一年生は入学前の新一年保護者会時に選出する。)

2. 委員 若干名
学年毎会員の互選による。
3. 監事 若干名
委員会で委嘱し、総会の承認を得る。

第六条

役員の任務を、次のとおりとする。

1. 委員長は、本会を統括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故ある時は代行する。
3. 委員は、本会の事業を審議執行する。
4. 監事は、会計を監査する。
5. 幹事は委員長の委嘱を受け、会務を処理する。

第七条

本会の役員の任期は一力年間とする。但し、再任を妨げない。補欠として就任した場合は、前任者の残任期間とする。

第八条

本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第九条

本会の会議を、次のとおりとする。

1. 総会は年一回委員長が招集し、会務及び予算、決算並びにその他重要事項について審議し決定する。但し、必要により臨時に開くことができる。
2. 委員会が必要に応じ委員長が招集し、会務及び予算、決算並びにその他重要事項について審議する。但し、緊急事項については、総会を代行することができる。

付則及び内規

付則

1. 本会の委員は、各学年より九名ずつ選出し、PTA専門部員を兼ねる。
2. 本規約は昭和五十二年五月十五日に制定し、昭和五十二年四月一日より施行する。
3. 本規約は平成十七年四月二十三日に改正し、平成十八年四月一日より施行する。
4. 本規約は平成二十年四月二十六日に改正し、平成二十年四月一日より施行する。
5. 本規約は平成二十二年十一月二十五日に改正し、平成二十三年四月一日より施行する。

内規

1. 保護者またはそれに該当する者が死亡した時は香典五、〇〇〇円を呈し、委員長、担任、当該学級児童二名が会葬する。
2. 児童死亡の時は香典一〇、〇〇〇円の外に、学級児童一名一〇〇〇円を拠出し、委員長、学年児童全員が会葬する。
3. その他特別な場合は、委員会で審議し執行する。

※教職員結婚 五、〇〇〇円

(内規改正 昭和六十一年四月一日)

(内規改正 令和四年五月十日)